

社会委員会通信

37

2009.11.1

発行：横浜港南台教会 社会委員会

〒234-0054

横浜市港南区港南台 7-8-29

Tel : 045-833-5323 Fax : 045-833-6616

10月4日午後、植田善嗣さん（カラバオの会、上大岡教会員）を講師に迎えて、「新入管法および難民認定法」というテーマで学習会を開催しました。講演では、従来の入管法・難民認定法との基本的な違いが述べられるとともに、植田兄がカラバオの会で今まで扱ってきた個々の事例についての具体的な問題点が指摘されました。その主な改正点は、従来市町村に任されていた外国籍住民の在留者管理が国に一元化され、IC在留カードの常時携帯義務（反則には20万円以下の罰金）個人情報法による一元管理（日本人には認められていないデータマッチング）などです。

日本は島国の上、民族は大多数が日本人で、歴史的にも鎖国が長く続き、旧植民地の出身者を除いては、戦前には外国人は珍しかったのですが、今や世界各国からさまざまな目的を持った120万人もの人々が定住するようになってきました。約1億2千万人の人口の1%に過ぎないとは言え、それ以下のクリスチャン人口と比べると、無視できないかなりのパーセンテージと言えます。

特に、難民として生まれ故郷を離れて遠く日本に生活の場を求めている外国人たちを、私たちは温かく迎えて「共に生きる」喜びを味わっていただけるようにしたいと願っています。植田兄は冒頭「信仰とは全く関係のないテーマでお話することになります・・・」と言われましたが、質疑応答の最後に、「あなたは何故このような活動に参加するようになったのですか？」という問いかけに、奇しくも吉田登兄の使命とする「そのように、これらの小さな者が1人でも滅びることは、あなた方の天の父の御心ではない（マタイ18:14）」を引用して答えとされたことは、私たちクリスチャンにとって、心に刻まれる発言でした。

なお、コンゴ難民のマッサンバさんに出席してもらった理由は、故郷を捨ててたどり着いた日本が、実際に彼らをどのように処遇しているか、知っていただきたいと思ったからです。来日して難民申請後、既に1年近くを経ても、まだ半年ごとの仮滞在が延長されているだけです。外務省から難民協会を経由して月額4万円の生活費が支給されていますが、仕事をすることは禁止されています。別に家賃は電気、ガス、水道を含め4万5千円が補助されていますが、私たちが支援の手をさしのべなければ、生活困難で前途に希望が見えません。

今回、彼はたどたどしい日本語ではありましたが、簡単に自己紹介をしてくれました。アフリカでは、ここ数年にわたる極端な雨不足により農産物の収穫がなく、2千万人もの人々が餓死したり、ただ死を待つばかりとのニュースが伝えられています。さらに、今までの西欧諸国の「分断して統治せよ」との植民地政策の後遺症としての部族対立が激しく、ホロコーストに至るようなレベルにまで治安状況が悪化しています。

私たちは、長期にわたる不況の中にあるとは言え、底辺であえぐホームレスの人々、住み慣れた故郷を心ならずも捨てて来日せざるを得なかった人々への温かい視線と思いやりを忘れてはならないと思います。自分たちを高きに置き、社会の隅に追いやられている人々を差別し、優越感をもつことは厳につつしむべきであると思います。

参加者は37名（女性26名、男性11名）でした。参加者の皆様、ありがとうございました。

（社会委員長：K.T）

新入管法および難民認定法



講演要旨

カラバオの会
上大岡教会員 植田 善嗣

港南台教会の社会委員会学習会に招かれて

今日は社会委員会学習会にお招きいただきまして、ありがとうございます。「新入管法および難民認定法」とのタイトルで講演を、というご連絡を受けておりましたので、以下レジュメに従ってお話をさせていただきます。



新入管法

(A) どのように変わるのか

1. 中長期滞在者（16歳以上、90日を超える正規滞在者）にIC在留カードを交付、常時携帯義務あり（不携帯20万円以下の過料） 2009年7月15日から3年以内に施行、それに伴い、従来の外国人登録証明書は廃止
2. 法務省による外国籍住民の在留管理情報の一元化 本人からの届出事項に加え、雇用先、所属機関からの情報提供の義務化（これまでの出入国管理のみならず在留管理までも含めた個人情報の収集）
3. 所属機関、配偶者等の登録事項の変更時は14日以内に地方入国管理局に届出の義務化（住居地については市区町村へ届出義務 市区町村より法務省へ情報提供）
4. 特別永住者（旧植民地出身者とその子孫、在日コリアン等）には、在留カードに代わり特別永住者証明書を交付、常時携帯義務を廃止 入管特例法の改定
5. 外国人住民台帳制度の新設 在留カード、特別永住者証明書の交付を受けたものを対象とする。住民基本台帳法の改定

*入管特例法

旧植民地出身者とその子孫を「特別永住者」とした。1991年11月1日施行

(B) 新入管法の問題点

1. 入管法改定に関して、当事者である外国籍住民の意見は聞かず、(意見を広く聞こうとはせず)公布後も各国語による説明等はまったくなされていない。
2. 外国人登録制度では、市区町村と法務省（入国管理局）との二元管理であったものがすべての個人情報が法務省に一元管理され、データマッチングを可能とする。(2008年3

月6日の住民基本台帳ネットワークシステムに関する最高裁判決は、データマッチングの禁止は懲戒処分や刑事罰により担保されており、個人情報を一元的に管理する機関は存在しないから住基ネットは憲法に違反しないとしている) 外国籍住民にはどうして許されるのか？

3. オースティヤ難民申請中の仮放免の立場にあるものは、在留カードが交付されず住民基本台帳から除外され、これまで受けられた労働法規の適用、学校教育、母子保健等の行政支援から排除されることになる。

4. 市区町村は、外国人について居住地等の情報記載やその修正、削除したときはただちに法務大臣に通知しなければならないと規定されている。(第61条8の2)

この規定は、住基法第一条の「住民の利便を増進する」との目的から逸脱し、各地域の持つ自治事務を法務省の在留管理事務に従属させることになる。

難民認定法



(A) 難民条約

日本政府は、1981年6月5日締結、1982年1月1日発効

- ・難民の地位に関する条約 1951年7月25日採択(国連非加盟国の参加を求めるため国連総会ではなく全権委員会議で行う)1954年4月22日に発効
- ・難民の地位に関する議定書 1966年採択、1967年10月4日発効

* 難民条約とは、難民の地位に関する条約・議定書の総称

(B) 難民の定義

「人種、宗教、国籍、特定の社会集団への帰属、政治的意見などの理由から本国で迫害を受けている、あるいは迫害を受ける危険があるため、国外に逃れており、本国政府の保護を受けることができない人、あるいは保護を望まない人」 難民の地位に関する条約第一章第一条「難民」の定義

(C) 難民条約の中核をなす条文

「締約国は、難民を、いかなる方法によっても、人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見のためにその生命又は自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放し又は送還してはならない」 第三十三条1(ノン・ルフールマン原則)

(D) 国連難民高等弁務官(UNHCR)事務所

1949年第4回国連総会でその設置が決定、1950年第5回国連総会で同事務所規定が採択された。 難民に国際的な保護を提供し、難民問題の恒久的解決をはかることを目的として設置

(E) わが国の難民政策

2004年5月27日可決・成立し、2005年5月16日から実施された入管法改定に伴う難民認定制度

1. 申請期間が日本上陸より60日以内としていたものを6ヶ月に改定
2. 難民申請者に対して、一定の要件を満たすものに仮滞在を認めること
3. 難民認定後に定住者の在留資格を付与すること
4. 不認定に対する異議申出の審査にあたり、難民審査参与員の意見を聞くこと

(F) わが国の難民政策改定案

1. 難民認定法を出入国管理および難民認定法から切り離し、政府から独立した難民認定機関を設置する。
2. 難民調査を密室ではなく、第三者の検証可能なものとする。通訳の充実。
3. 難民の立証責任は本人とされているが、迫害を受けた国の現地実情調査は審査する側の責任である。
4. 難民事業本部を充実させ、申請者や難民認定者の生存権を確保する。
5. 難民申請者に対する収容を廃止し、仮放免、仮滞在等を弾力的に運用する。

日本の難民受入数

1995年	5
1996年	4
1997年	4
1998年	58
1999年	60
2000年	58
2001年	93
2002年	54
2003年	26
2004年	24
2005年	143
2006年	87
2007年	129
2008年	417

法務省 HPより

2008年難民受入数

アメリカ	16,742
スウェーデン	9,026
フランス	11,441
イタリア	10,019
イギリス	7,079
ドイツ	7,853
オーストリア	5,381
カナダ	7,554
オランダ	5,676
ノルウェー	3,732
日本	417

UNHCR JAPAN HPより



* 参考出版物

- ・多民族・多文化共生社会のこれから NGOからの政策提言(2009年度版)
移住労働者と連帯する全国ネットワーク
- ・わが国と難民問題 昨日 - 今日 - 明日 山神 進
- ・難民条約(新装版) 外務省大臣官房国内広報課



(G) 難民認定法の問題点

1. 難民認定法を出入国管理及び難民認定法から切り離し、政府から独立した難民認定機関を設置する必要がある。 難民認定は出入国管理とは違い、人道的配慮が求められている部署である。
2. 難民の立証責任は本人とされているが、迫害を受けた国の実態調査は審査する側の責任であることを明確にして、事実を把握した上で認定すべきであり、不認定の場合は、その理由を具体的に明示すべきである。
3. 難民申請者の収容は人道上大きな問題をはらんでいる。仮放免、仮滞在等を弾力的に活用すべきである。
4. 2008年難民受入数(4頁参照)を他国と比較してみれば、法務省の難民受け入れの消極性が一目瞭然である。



このように新入管法および難民認定法を見ると、私たちはこの二つの法律から共通の問題点を掴み取ることができます。外国人の管理には積極的で、受け入れの側面については、きわめて消極的で幾重もの厳しい規制を設けているという点です。ここに、日本政府の根底にある排他的外国人政策を読み取ることができます。この日本政府の外国人に対する排他性はどこからきたもののでしょうか。そのことについてお話をしてみたいと思います。

日本の外国籍住民に対する排他性

(1) カラバオの会での活動から

カラバオの会は、'86年暮れから'87年正月休みにかけての寿越冬闘争中に一人のフィリピン人から労働相談を受けたことがきっかけとなり、'87年5月に設立されました。当初から、全国の運動の先頭に立つような激しい活動を続けてきたのですが、私が会に関わるようになったのは'91年からです。そのときから今日まで労働・生活相談を担当してきました。その当時は、労働相談が圧倒的に多かったのですが、最近では、生活相



談が大きな比重を占めています。労働相談は、未払い賃金、労働災害、解雇等の相談を受け、当人とともに事業主の会社交渉に行き、解決に当たる活動です。

生活相談とは、生活全般にかかわる問題 医療、結婚、出産、入園、入学、離婚、逮捕、在留特別許可等の問題解決のために病院、市区の窓口、警察、入国管理局等に向き、交渉する活動です。

こうした18年間の活動から多くのことを学びましたが、そのひとつに、日本人の外国籍住民、特にアジア人に対する差別意識があります。労働問題での経営者や担当者との交渉、また、病院や警察、入管の担当者の対応ぶりから、彼らの心底にある差別感情を意識せざるを得ない状況にたびたび出くわしてきました。このことは、私の個人的思い込みではなく、今日に至るまで、アジア出身の相談者から「どうして私たちを差別するのか。日本人は、白人（この文字は使うべきではないと考えているものですが、彼らからの問題提起として使用された言葉としてあえて用います）への対応と私たちに接する態度とは明らかに違うではないか」との指摘を受け続けてきたことから明らかです。

（2）歴史から

‘80年後半より来日し生活している人々を滞日外国人、それ以前より日本で生活している外国籍の人たちを在日と呼び、便宜上区別しています。カラバオの会が取り組んでいるのは、滞日と言われる人たちですが、この滞日の人たちの負っている問題解決の上で、在日の人たちに焦点を当てることは、欠くことのできない重要なことでもあります。

なぜなら、温故知新という作業によってこそ、初めて現代の抱える諸問題を把握することができるからです。

旧植民地出身の在日と言われる人たち（おもに在日コリアン、台湾出身の人たち）は、日本の同化政策によって、独自の言語や文化、名前も奪われ、日本人に組み込まれてきました。沖縄、アイヌの人たちも同様に、同化が排除かという二者択一を迫られ、一民族としての尊厳は踏み躪られてきたのです。そして、現在にあっても、私たちとともに一市民として生活するこれらの人たちに対する差別意識は残されたままです。こうした歴史が真の反省も清算もされずに今日に至っているのです。過去の政権の座にあった自民党の有力者から「日本は単一民族国家である」との発言が続けられてきました。麻生太郎元首相も総務相時代に同様の発言をしています。このことは、権力の座に就く、またはその座に近い人たちが歴史を直視していない、あるいは、しようとしていないことを表していますし、したがって、現代を見る目も曇ったままであるとの結論に達するわけです。こうして見てきますと、偏狭なナショナリズムを土台とした自民党を中心とした外国人政策が、排他性を色濃く帯びるのは、きわめて自然な成り行きであると言えます。

まとめとして

日本人の心の根底に横たわるアジア人に対する差別意識を考えると、明治政府以来の脱亜入欧政策を見逃すわけにはいきません。今日に至るまで、あらゆる分野で学ぶべきことは、欧米諸国にあるとの意識を持ち続けてきたのです。逆に言えば、アジアには学ぶべきことはないという考え方です。この意識こそがアジアの人々を蔑視し差別へと向かう根源となっていると考えるものです。特に、経済発展を遂げ、経済的豊かさを獲得してからは、さらに、アジアの国々の経済的貧しさを見下すようになりました。経済的豊かさと心の豊かさは比例しません。むしろ反比例するのだということを、今日の日本社会が明示しているのではないのでしょうか。人と人とのつながりは希薄になり、強者が弱者を足蹴にして生きる競争社会を作り上げてきました。市場原理主義を中心に据えた社会にあって、障がい者や野宿者、外国籍住民のようなマイノリティ(少数者)の声は、為政者には届かず、かき消されています。歴史に学ぶこともなく、またもや在日や沖縄、アイヌの人たちと同様の場に立つものを再生産しようとしているのです。

外国籍住民の抱える問題に取り組み解決を目指すことは、日本社会の問題解決に向かうということにほかなりません。決して「外国人の問題」ではないのです。外国籍住民との共生社会を築いていくためには、何よりも前述した歴史の反省と清算から始めなければ真の解決にはなりません。多民族・多文化共生社会の実現を目指し行動することは、私たち日本人が心の豊かさを取り戻す道程となるものであると確信しています。

最後に、前述しましたようにカラバオの会の活動から得たものとして、私たちの心の中にあるアジア人への差別意識を記しましたが、もう一点学ぶことのできた大切なことを挙げておきます。それは、アジアの人たちの他者への優しいまなざしです。今日の日本で失いかけている他者への思いやり、心配りを彼ら、彼女らのさりげない言動のふれあいの中から教えられたことは、私の大きな財産になり、カラバオの会での私の活動の原動力となっていることをご報告しておきたいと思います。



【参考資料】

コンゴ民主共和国・豆知識

面積：234.5 万平方 km（ほぼ西欧と同じで日本の 6.3 倍） 首都：キンシャサ（800 万人）
人口：6,602 万人（日本の約半分） 国の標語：民主主義、正義、団結 言語：フランス語(公用語)、キコンゴ語、チルバ語、リンガラ語（国旗）、スワヒリ語（国章） 宗教：カトリックを中心としたキリスト教 85%、イスラム教 10%、その他伝統宗教 5% 大統領：ジ

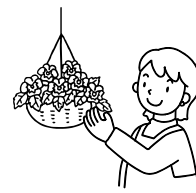
ヨセフ・カピラ 首相：アドルフ・ムジト 通貨：コンゴ・フラン（CDF）

歴史：1885年～1908年 コンゴ自由国（ベルギー国王の私有地）

1908年～1960年 ベルギー領コンゴ

1960年～1967年 コンゴ共和国

1971年～現在 コンゴ民主共和国（旧ザイール）



マッサンバさんのスピーチ

私はマッサンバ・マンガラと申します。今年34歳になります。私はアフリカのコンゴ民主共和国の出身です。昨年の秋に難民として日本にきました。

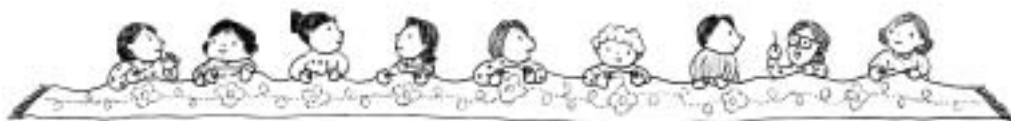
国には、両親と姉と弟と妹がいます。1人の兄はフィンランドに住んでいます。私はコンゴでは首都・キンシャサのハイスクールの先生でした。数学と地理を教えていました。

私が日本に来たのは、政治的な理由からです。コンゴでは、皆さんご存知のルワンダと同じように、部族間の戦闘が激しくて、少数派のツチ族が多数派のフツ族を圧迫しています。

コンゴにはダイヤモンド、コバルト、金、銀、亜鉛、マンガン、鉄、錫、ウラン、ラジウム、石炭など、地下資源がたくさんあります。こうした資源を求めて、外国の、特にアメリカの会社が入って来ました。長く続く内戦のため、520万人の子どもたちが学校に通うことが出来ません。

私は、日本に来て、難民申請をしていますが、もう一年近くになりますが、許可されません。将来は日本の会社で仕事をしたいと思っています。どうもありがとうございました。

コンゴ難民：マッサンバ・マンガラ



社会委員会からのお知らせ

12月の社会委員会の活動は、例年通り寿町の支援を行います。毛布、使い捨てカイロ、男性用セーター・ズボン、米、調味料、石鹸、タオル等の献品のご協力をお願いします。

受付期間は11月29日（日）から12月13日（日）です。

次回の学習会は2月7日（日）に開催します。講師は原順子さん（教区基地・自衛隊問題小委員会委員、高座渋谷教会員）と伊東永子さん（教区基地・自衛隊問題小委員会委員長、翠ヶ丘教会員）テーマは「基地（キャンプ座間）のある町に暮らして」です。多くの方々のご参加を期待しています。